



しあわせ信州

長野県産業労働部
令和5年4月1日開始

長野県中小企業融資制度のご案内

拡
充

信州創生推進資金 (事業展開向け)

ご融資条件	貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円	
	金利	年1.1%	
	貸付期間	設備資金 10年以内 うち土地・建物など 15年以内 運転資金 7年以内	
	貸付対象者	ア 下記のいずれかを満たす者 ①「経営革新計画」に従って事業を行おうとする者 ②「経営力向上計画」に従って事業を行おうとする者 ③新たな研究開発、事業展開による技術・製品・サービス等が、機能、用途、性能等において、従来にない特徴を有し、当該事業の属する業界・市場等における先導的な役割を果たすと見込まれる者	
		イ 事業展開又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者	
		ウ AI・IoT・ロボットに関する研究開発・事業展開を行おうとする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入により生産性向上を図ろうとする者	
信用保証料	ア①② 自己負担なし 上記以外 0.44%以内		

利子補給
について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに信州創生推進資金（事業展開向け）を受けた者のうち、**下記のいずれの要件も満たす者に対して3年間の利子補給を実施**

- ・上記貸付対象者ア①に該当する者
- ・当該貸付対象事業において長野県プラス補助金の交付を受けない者

※詳細は次頁を参照

よくあるお問合せ



利子補給「3年間」とはいつからいつまでのことですか？

融資を受けた日から起算して36回目の約定利子支払日に含まれる期間までとします。

当該融資は月賦返済となりますので、36回がおおよそ36か月分となります。

また、**上記期間に相当する利子を全額補給**します。

支給方法は実際に支払われた利子を年1回還付するキャッシュバック方式です。

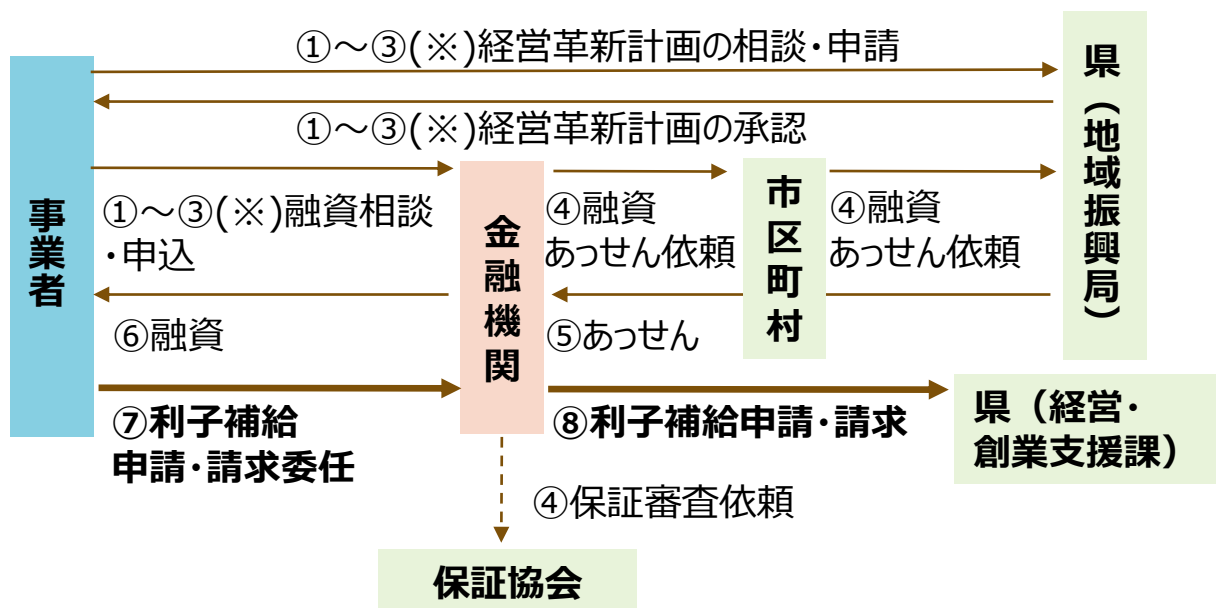


申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れ（融資実行→利子補給申請）となります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談**ください。

※融資相談、経営革新計画相談については前後しても問題ありません。



利子補給申請に必要な書類を教えてください。

- ① **交付申請兼実績報告書（様式第1号）**
- ② **受取利子証明（明細）書**
- ③ **委任状及び振替承諾書（様式第2号）**
- ④ **その他知事が必要と認める書類**

※上記の書類を3年間の利子補給が終了するまで、毎年2月20日までに各金融機関を通じて県に提出する必要があります。金融機関の指示に従ってください。